

○十和田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年 3 月 22 日

訓令第 2 号

改正 平成30年 7 月 31 日訓令第20号

平成30年10月 1 日訓令第23号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）、平成18年 6 月 9 日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の例による。

(総合事業の実施内容)

第 3 条 市長は、総合事業として次に掲げる事業又はサービスを行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業）

ア 訪問型サービス（第 1 号訪問事業）

(ア) 旧介護予防訪問介護に相当するサービス

イ 通所型サービス（第 1 号通所事業）

(ア) 旧介護予防通所介護に相当するサービス

(イ) 通所型サービスC

ウ 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）

(ア) ケアマネジメントA

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 地域リハビリテーション活動支援

2 総合事業の実施内容は、実施要綱に従う。

(実施方法)

第4条 第1号事業のうち旧介護予防訪問介護に相当するサービス及び旧介護予防通所介護に相当するサービスは、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により実施する。

2 前条第1号のうち前項に掲げる事業以外の第1号事業及び一般介護予防事業は、法第115条の47第4項の規定に基づき、省令第140条の69の規定に適合する者に対し、当該事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(指定事業者の指定)

第5条 市長は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じて、当該各号に定める基準に適合する者を指定事業者として指定する。

- (1) 旧介護予防訪問介護に相当するサービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）
- (2) 旧介護予防通所介護に相当するサービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）

2 指定事業者の指定を受けようとする者は、事業開始予定日の1か月前までに十和田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条に規定する指定を受けたとみなされる者については、申請を要しない。

- (1) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

- (3) サービス提供責任者の経歴（第1号通所事業の場合は不要）
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の居室面積等一覧表（第1号訪問事業の場合は不要）
- (6) 設備・備品に係る一覧表（第1号訪問事業の場合は不要）
- (7) 運営規定・重要事項説明書
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 誓約書

（平30訓令23・一部改正）

（指定期間）

第6条 指定事業者の指定期間は、当該指定を受けた日から6年間とする。

（指定事業者の指定の更新）

第7条 指定事業者は、法第115条の45の6に規定する指定の更新に係る申請をするときは、指定期間の満了日の1か月前までに十和田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の更新に係る指定期間は、6年間とする。

（指定事業者の指定の変更等）

第8条 指定事業者は、指定を受けた事項を変更し、又は休止した事業を再開しようとするときは、10日以内に十和田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定変更（再開）届（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、指定を受けた事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに十和田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定廃止（休止）届（様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（第1号事業支給費に係る審査及び支払）

第9条 市長は、第1号事業支給費（第1号訪問事業及び第1号通所事業に要し

た費用に限る。以下同じ。)の審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により青森県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(第1号事業に要する費用の額)

第10条 第1号事業のうち旧介護予防訪問介護に相当するサービス、旧介護予防通所介護に相当するサービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 十和田市総合事業のうち、前項に定める事業以外の事業に要する費用の額は、市長が別に定める。

(第1号事業に要する費用の支給)

第11条 市長は、次の各号に掲げる第1号事業の区分に応じて、当該各号に定める割合を前条に規定する第1号事業に要する費用の額に乗じて得た額を支給する。

(1) 旧介護予防訪問介護に相当するサービス 100分の90

(2) 旧介護予防通所介護に相当するサービス 100分の90

(3) 介護予防ケアマネジメント 100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、同項第1号及び第2号の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合においては、同項第1号及び第2号の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(平30訓令20・一部改正)

(第1号事業支給費の額の特例)

第12条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担する

ことが困難であると認めるときは、事業対象者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する手続及び基準は、十和田市介護保険利用者負担額の減額及び免除に関する規則（平成17年十和田市規則第119号）第9条及び第11条の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

（第1号事業支給費に係る支給限度額）

第13条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、法第55条第1項の規定の例による。

2 前項の規定を事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数とする。ただし、退院直後等の事由により集中的にサービスを利用することが自立支援に繋がると認められるときは、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額第2号ロに規定する単位数とする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第14条 市長は、指定事業者が行う第1号事業について、法第61条第1項に定める高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項に定める高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護予防サービス費等」という。）に相当する額を支給するものとする。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費等の支給については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び同政令第29条の3の規定を準用する。

（指導及び監査）

第15条 市長は、十和田市総合事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を

実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第2項の指定の申請又は第8条第2項の事業の廃止又は休止の届出その他の必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。この場合において、第5条第2項中「事業開始予定日の1か月前まで」とあるのは「平成29年3月31日まで」と、第8条第2項中「その廃止又は休止の日の1か月前まで」とあるのは「平成29年3月31日まで」とする。

(十和田市介護予防事業実施要綱の廃止)

3 十和田市介護予防事業実施要綱（平成18年3月30日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年訓令第20号）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第23号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

(平30訓令23・一部改正)

サービス名	費用の額
旧介護予防訪問介護に相当するサービス	実施要綱別添1に定める訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）の単位数に10円を乗じて得た額
旧介護予防通所介護に相当	実施要綱別添1に定める通所介護事業者の従事者に

するサービス	よるサービス費（通所介護従前相当サービス費）の単位数に10円を乗じて得た額
介護予防ケアマネジメント	実施要綱別添1に定める介護予防ケアマネジメント費の単位数に10円を乗じて得た額